

(公 印 省 略)
答 申 第 1 9 7 号
令 和 7 年 5 月 2 8 日

兵庫県公安委員会
委員長 津 田 隆 雄 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中 川 丈 久

保有個人情報の不開示決定に係る審査請求
に対する決定について（答申）

令和7年3月7日付け兵公委発第182号で諮問のあった下記の保有個人情報に係る
標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

様式第10号（第6条関係）通報受理特定年月日について様式22の6（第37条関係）
の書面に関する情報等

第1 審議会の結論

兵庫県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、不開示とした判断は妥当である。

第2 諮問経緯

1 保有個人情報の開示請求及び実施機関の決定

(1) 開示請求

令和6年9月9日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、実施機関に対し、保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 本件開示請求に係る不開示決定

同年9月19日、実施機関は、本件開示請求の対象のうち一部について、保有個人情報の不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日付けで通知書を送付した。

2 本件処分の対象となる情報

下記第4・1(1)ないし(4)のとおり。

3 審査請求

令和6年9月28日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、兵庫県公安委員会に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和7年3月7日、兵庫県公安委員会は、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対し、本件審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、及び実施機関の弁明書に対する反論書等において述べている本件審査請求の理由等は、概ね次のとおりと解される。

1 本件審査請求の趣旨及び理由

(1) 趣旨 開示せよ。

(2) 理由

数々の申立人の担当に対する開示請求により「基本量定書、自動車等運転禁止処分決定書、自動車等運転禁止処分書」については有印公文書として開示を受けている。

H●.●.●日に担当が申立人に対して自動車等運転禁止処分書を手渡し、そこに至る流れについては、基本量定書→自動車等運転禁止処分決定書→自動車等運転禁止処分書として、相手方担当が申立人に同行使をする流れは変わっていない旨の発言があり、不存在であることにつき疑わしい、よって開示せよ。

2 書面（令和6年11月27日付け）

相手方はH●.●.●日に交付済みとしているが、申立人が「例規とか細則」とする言葉を知ったのは、令●.●月に、相手方が申立人に対して自動車等運転禁止処分を行使しますとする告知があった後、つまり、聴聞会を開く旨の告知があった後である。よって、H●.●.●日時点で、申立人はこの例規という言葉さえも知らず、H●.●.●日に、この例規につき相手方には尋ねていないもの。又、「H●.●.●日に交付済み」とするが、申立人は不受理である。よって立証せよ。先に名古屋高裁で警察庁はDNAの保存又指もん等について、規則により、DNAの保存等を行うことは否定されている（国が敗訴）。よって相手方はH●.●.●日ということは全く進歩していないが。申立人は不知不認。立証されたい。何と答えたか。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 本件処分に係る対象情報について

- (1) 様式第10号（第6条関係）通報受理年月日H●.●.●について様式22の6（第37条関係）の書面に関する情報（以下「本件対象情報1」という。）
- (2) 令●.●.●日通報受理年月日基本量定書における様式22の6（第37条関係）の書面に関する情報（以下「本件対象情報2」という。）
- (3) H●.●.●日通報受理とする基本量定書に示す前歴の回数1回がいつ消滅したのかを示す文書に関する情報（以下「本件対象情報3」という。）
- (4) 例規がジュネーブ条約、条約法条約を拘束しH●.●.●日に私に対してした自動車等運転等禁止処分書における基本量定書作成できた根拠に関する情報（以

下「本件対象情報4」という。)

2 開示しないこととする理由

(1) 本件対象情報1について

請求内容の「様式第10号（第6条関係）通報受理年月日H●.●.●」とは、請求人に令和6年9月9日、別件の部分開示決定通知書に関し交付した「基本量定書」であり、「様式22の6（第37条関係）」とは、請求時の申立て等から道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第37条の5の2に示す別記様式第22の6の「自動車等の運転禁止処分書」（以下「処分書」という。）と考えられた。

処分書は、規則第37条の5の2により別記様式として定められているものの、当該別記様式を元に更に詳細な内容が記載されており、規則に基づき、警視庁及び各道府県警察（以下「他府県警察」という。）において処分書を作成し運用しているものである。

本県警においても規則に基づき、処分書を作成し交付しており、請求内容から「平成●年●月●日の基本量定書に関する処分書」と判断されたことから、保有個人情報の内容を本件対象情報1と特定したものである。

処分書は、自動車等の運転の禁止に係る者（以下「処分対象者」という。）を処分する場合に、処分対象者に直接交付するものであり、請求人であっても平成●年●月●日に既に交付しており、加えて、当該データについては交付後、保存する必要が無いため削除していることから、本件対象情報1については、保有しておらず、不存在の決定をしたものである。

(2) 本件対象情報2について

請求内容の「令●.●.●日通報受理年月日基本量定書」とは、請求人に令和6年9月9日、別件の部分開示決定通知書に関し交付した「基本量定書」であり、「様式22の6（第37条関係）」とは、上記(1)で述べたとおりであることから、保有個人情報の内容を本件対象情報2と特定したものである。

処分対象者が意見の聴取に出席しない場合は、後日の呼出し時等に処分書を作成し交付することとなるが、請求人に対する処分が不能になったことから処分書を作成しておらず、よって、本件対象情報2については、保有しておらず、不存在の決定をしたものである。

(3) 本件対象情報3について

請求内容の「H●.●.●通報受理とする基本量定書に示す前歴の1回」とは、請求人に令和6年9月9日、別件の部分開示決定通知書により交付した「基本量定書」に記載された前歴1回を示しており、同前歴が消滅した日を示すもの

に関する請求と考えられたことから、保有個人情報の内容を本件対象情報3と特定したものである。道路交通法における前歴については、道路交通法施行令に基づき、処分対象者の違反行為をした日を起算として過去3年以内に受けた処分の回数（前歴）を算出するものであり、前歴がいつ消滅したかを示す文書を作成しておらず、よって、本件対象情報3については、保有しておらず、不存在の決定をしたものである。

(4) 本件対象情報4について

請求内容の「例規がジュネーブ条約を拘束」の「例規」とは、請求人の過去の申立て等から、兵庫県警察における公文書の管理に関する訓令（平成13年本部訓令第14号）第3条3に規定する「例規通達甲」及び「例規通達乙」を示すものと考えられたことから、保有個人情報の内容を本件対象情報4と特定したものである。内部規程により定められた「例規通達甲」及び「例規通達乙」が条約や法律を拘束することができないことは明らかであり、その根拠を示す公文書はなく、保有しておらず、不存在の決定をしたものである。

3 請求人の主張について

請求人は「数々の申立人の担当に対する開示請求により「基本量定書、自動車等運転禁止処分決定書、自動車等運転禁止処分書」については、有印公文書として開示を受けている」旨主張している。この点、請求人から過去に本件処分に関する開示請求を受領しているが、本件処分と同様に不開示決定（不存在）をしており、請求人が主張する「開示を受けた」という事実はないが、その他の処分書については、請求人が意見の聴取に出席又は欠席の意思を示さず欠席した場合などで処分書の控えを保有している場合は開示している。その他の主張については、いずれも請求人が主張する文書の存在を示すものではなく、本件対象情報が存在しないことは、上記2で既に述べたとおりである。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、棄却を求める。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象情報1について

本件対象情報1は、審査請求人が令和6年9月9日に別途個人情報開示請求により入手した「平成●年●月●日の基本量定書」に関してなされた自動車等の運

転禁止処分書である。

実施機関は、本件対象情報1について、平成●年●月●日に審査請求人に交付し、交付後、保存する必要がないためデータを消去し保有していない旨説明しており、当該説明に特段不合理な事情は認められず、本件対象情報1について、不存在であることを理由に行った本件処分は妥当である。

2 本件対象情報2について

本件対象情報2は、審査請求人が令和6年9月9日に別途個人情報開示請求により入手した「(令●.●.●日通報受理年月日)基本量定書」に関してなされた自動車等の運転禁止処分書である。

実施機関は、本件対象情報2について、処分対象者が意見の聴取に出席しない場合は、後日の呼び出し時等に処分書を作成し、交付することとなるが、審査請求人に対する処分が不能となったことから処分書を作成しておらず保有していない旨説明しており、当該説明に特段不合理な事情は認められず、本件対象情報2について作成しておらず、不存在であることを理由に行った本件処分は妥当である。

3 本件対象情報3について

本件対象情報3は、審査請求人が令和6年9月9日に別途個人情報開示請求により入手した「基本量定書」に記載された前歴の回数1回がいつ消滅したのかを示す文書である。

実施機関は、本件対象情報3について、道路交通法における前歴については、道路交通法施行令に基づき、処分対象者の違反行為をした日を起算日として過去3年以内に受けた処分の回数(前歴)を算出するものであり、前歴がいつ消滅したかを示す文書を作成していないと説明しており、当該説明に特段不合理な事情は認められず、本件対象情報3について作成しておらず、不存在であることを理由に行った本件処分は妥当である。

4 本件対象情報4について

本件対象情報4は、「例規がジュネーブ条約、条約法条約を拘束しH●.●.●日に私に対してした自動車等運転等禁止処分書における基本量定書(を)作成できた根拠に関する情報」である。

実施機関は、本件対象情報4の「例規」とは、審査請求人の過去の申立て等から、実施機関において制定した内部規程(例規通達甲・乙)を示すものと考え、かつこれらの内部規程が条約や法律を拘束することができないことは明らかであり、その根拠を示す公文書はないためと説明しており、当該説明に特段不合理な事情は認められず、本件対象情報4について不存在であることを理由に行った本件処分は妥当である。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも当審議会の上記判断を左右するものではない。

3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和7年3月7日	・ 諮問書の受領 ・ 実施機関の弁明書を受領
令和7年5月9日 第1部会（第111回）	・ 実施機関の職員から不開示理由の説明を聴取 ・ 審議
令和7年5月23日 第1部会（第112回）	・ 審議
令和7年5月28日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第1部会

部会長 浅野 博 宣

委 員 申 吉 浩

委 員 中 本 浩 一

委 員 西 片 和 代

委 員 西 上 治